

2. 事業者の義務

2 事業者の義務

(1) 特定施設設置等の届出

水質汚濁防止法により定められた特定施設等（別表 1 (P19～)）を設置し、公共用水域に排水を排出する者又は地下に特定地下浸透水を浸透させる者は、次のア～キの届出をしなければなりません。

届出先は別表 2 (P27) に示すとおりで届出書の提出部数は 2 部（正本・写し）です。届出の義務を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合は罰則が適用されます。

但し、有害物質の製造、使用又は処理並びに貯蔵がなく、下記①～③に該当する場合は届出の必要はありません。（届出の可否については、次ページのフローも併せてご確認ください。）

- ①当該工場、事業場からの排水（雑排水、雨水等を含む。）が全くないもの。
- ②すべての排水（雑排水、雨水等を含む。）が、終末処理場に接続する合流式の下水道に流入するもの
- ③すべての排水（雑排水、雨水等を含む。）が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの。

②③の場合は各々、下水道の管理者、排水水を処理する工場・事業場、共同処理場の管理者が届出の義務を負うことになります。）

ア 特定施設等設置届出（第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）

特定施設を設置し、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者又は地下に特定地下浸透水を浸透させる者は工事着手予定日の 60 日前までに特定施設設置の届出をしなければなりません。

また、有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、同様に工事着手予定日の 60 日前までに特定施設等の設置の届出をしなければなりません。

イ 特定施設等使用届出（第 6 条第 1 項又は第 2 項）

従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された場合、既に当該施設を設置（工事中を含む。）し、排水水を排出している者、又は地下に特定地下浸透水を浸透させている者は指定された日から 30 日以内に特定施設使用の届出をしなければなりません。

また、従来、特定施設等でなかった有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設が追加指定された場合、指定された日から 30 日以内に特定施設等の使用の届出をしなければなりません。

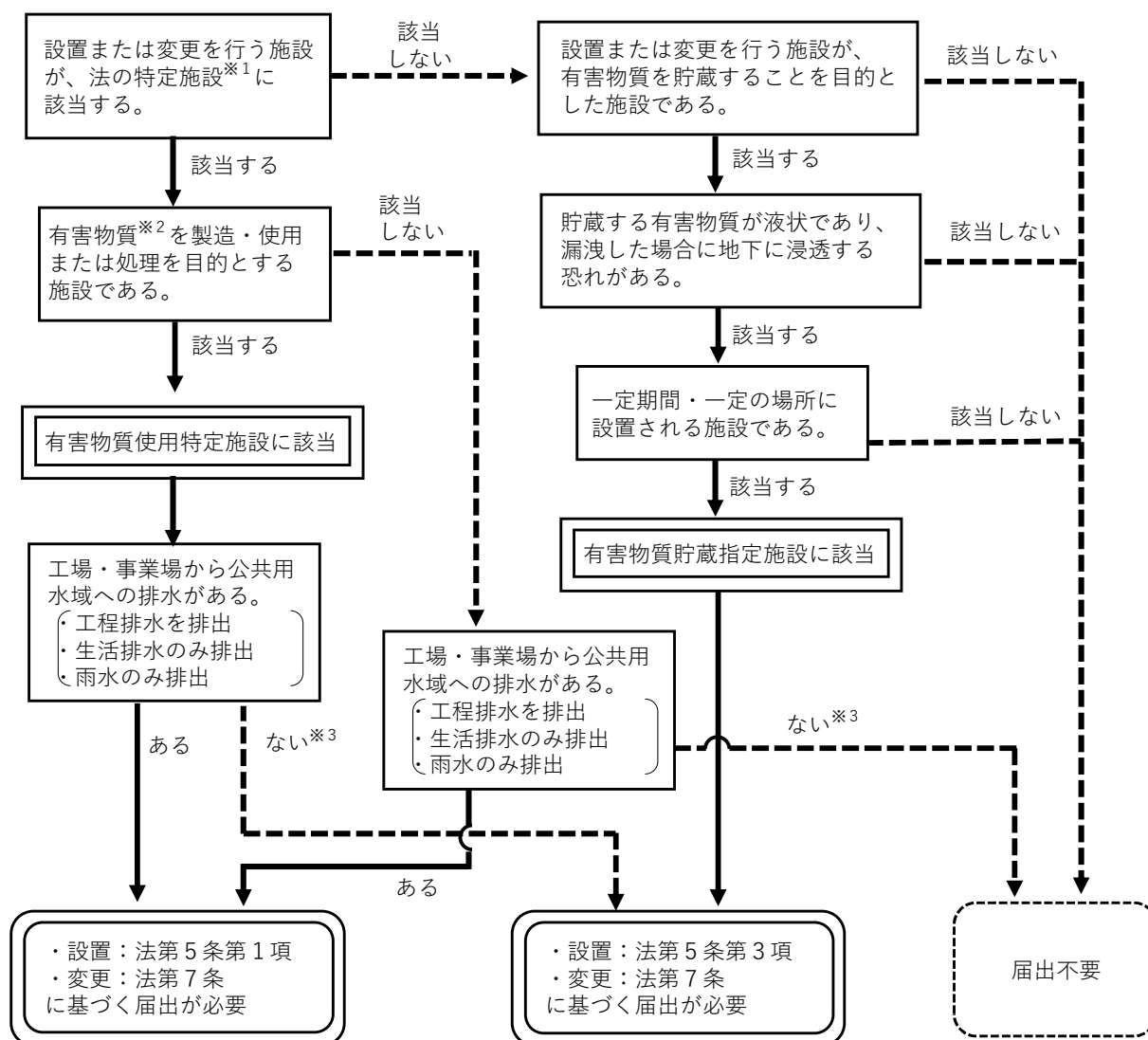
ウ 排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出（第 6 条第 3 項）

従来、総量規制に係る指定区域でなかった地域が新たに指定された場合、既に特定施設を設置（工事中を含む。）し、排水水を排出している者は指定された日から 60 日以内に排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出をしなければなりません。

エ 特定施設等の構造等変更届出（第 7 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者が、特定施設等の構造、特定施設等の設備、特定施設等の使用の方法（下水道に接続した場合を含む。）、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量、特定地下浸透水の浸透の方法、排水水又は特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統を変更する場合は、工事着手予定日の 60 日前までに、特定施設等の構造等の変更の届出をしなければなりません。

(参考) 届出要否の判定フロー



※1 「特定施設」とは、法施行規則別表第1に掲げる101の施設（P19別表1）である。

（注）施設からの汚水または廃液（施設の系外に出される全ての廃液、廃棄物等）の排出が全くない場合については、届出が不要となる場合があるので、担当行政機関に確認すること。

※2 「有害物質」とは、法施行令第2条に掲げるカドミウム等の28物質（P28別表3）である。

※3 工場・事業場から排水がない場合とは、終末処理場に接続する合流式の下水道や共同処理施設に排水の全量（雨水含む）を排出する場合等が該当する。

オ 氏名等の変更、特定施設等の使用廃止届出（第 10 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者は、氏名、名称、所在地等に変更があった場合または特定施設等の使用を廃止した場合は、それぞれ変更、廃止の日から 30 日以内に変更、使用廃止の届出をしなければなりません。

なお、有害物質使用特定施設の使用廃止の届出を行った場合、工場又は事業場の土地の所有者に対し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の義務が発生しますので、留意してください。

カ 承継届出（第 11 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者から、当該特定施設等を承継した者は、承継の日から 30 日以内に特定施設等の承継の届出をしなければなりません。

キ 汚濁負荷量測定手法届出（第 14 条第 3 項）

指定地域内事業場は、あらかじめ汚濁負荷量の測定手法を届け出なければなりません。また、届出に係る測定手法を変更する場合も同様です。

詳細は、別冊「水質汚濁防止法のとびき（総量規制編）」を参照してください。

ク 事故時の届出（第 14 条の 2）

（ア）特定事業場の設置者（第 14 条の 2 第 1 項）

特定事業場の設置者は、事故により有害物質を含む水若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに、有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のために応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

（イ）指定事業場の設置者（第 14 条の 2 第 2 項）

指定事業場の設置者は、事故により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

（ウ）貯油事業場等（貯油施設等を設置する工場又は事業場）の設置者（第 14 条の 2 第 3 項）

貯油事業場等の設置者は、事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

水質汚濁防止法等に基づく届出一覧表

該 当 条 項	種 類	提出部数	期 限
第5条第1項～第3項	設置の届出	2	工事着手予定日の60日前まで
第6条第1項、第2項	使用の届出	2	特定施設等となった日から30日以内
第6条第3項	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出	2	指定地域に指定された日から60日以内
第7条	構造等の変更の届出	2	工事着手予定日の60日前まで
第10条	氏名の変更等の届出	2	変更の日から30日以内
第10条	使用廃止の届出	2	廃止の日から30日以内
第11条	承継の届出	2	承継の日から30日以内
第14条第3項	測定手法の届出	2	汚濁負荷量の測定義務が生じる前日まで
第14条の2	事故時の措置の届出	2	すみやかに行うこと

(2) 排水基準の遵守等

公共用水域に排出水を排出する者は、排水基準（排出水の濃度規制）を遵守しなければなりません。また、指定地域内事業場は総量規制基準も遵守しなければなりません。

ア 排水基準

排水基準は、排出水の汚染状態について有害物質（カドミウム等28物質）と有害物質以外の項目（水素イオン濃度等15項目）（別表3（P28～29）を参照）について、それぞれ許容濃度が定められています。排水基準には、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準（一律基準）と、一律基準では水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、同法の規定により都道府県条例で定められた一律基準より厳しい基準（上乘せ基準）とがあり、本県では、条例による上乘せ基準を設定しています。

県内の特定事業場に適用される排水基準は、別表4（P30～）のとおりです。

有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず、すべての特定事業場に適用されます。また、排水基準は、業種、排水量、設置時期及び排出する水域により異なりますので注意してください。

イ 総量規制基準

指定地域内事業場のみ対象となります。詳しくは、別冊「水質汚濁防止法のでびき（総量規制編）」を参照してください。

(3) 有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止（第12条の3）

すべての有害物質使用特定事業場は、環境大臣の定める方法により検定した結果、有害物質を含む特定地下浸透水の要件に該当することとなった水（別表5（P47）参照）は、その水を地下に浸透させてはいけません。

(4) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守（第12条の4）

有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）又は有害物質貯蔵指定施設を

設置する者は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。(P51～53 別表 9 参照)

なお、当該基準は、“施設の設置場所の床面及び周囲”、“施設本体に付帯する配管等”、“施設本体に付帯する排水溝等”、“地下貯蔵施設”ごとに構造等及び仕様の方法について定められており、当該施設を設置する者は、使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を作成しなければなりません。

また、点検は、施設の構造又は設備の種類ごとの点検事項と点検回数が定められており、その結果を記録し、三年間保存しなければなりません。

(5) 排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定等(第 14 条)

ア 水質検査の実施及び記録の保存

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。(第 14 条第 1 項)

(ア) 測定項目及び回数

県では、「測定回数条例」により、自主測定の回数について、法に基づく回数よりも多い回数を定めています。

測定項目※1	当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設等の設置又は構造等の変更について届け出た際、排水水の汚染状態の欄(様式第 1 別紙 4)に記載した種類・項目	
測定回数※2	日平均排水量 30 m ³ 未満	1 年に 1 回以上
	日平均排水量 30 m ³ 以上	3 か月に 1 回以上

※1 その他の種類・項目については、必要に応じて測定してください。

※2 旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場について、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量に係るものは 3 年に 1 回以上

(イ) 測定試料

測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取しなければなりません。

(ウ) 測定方法

排水水については、環境省告示第 64 号(昭和 49 年 9 月 30 日)に、特定地下浸透水については、環境省告示第 39 号(平成元年 8 月 21 日)に定められている検定方法より測定を行わなければなりません。

(エ) 測定結果の記録

測定の結果は、様式第 8 (水質測定記録表)により記録しなければなりません。

ただし、計量法の登録を受けた者から計量証明書の交付を受けた場合には、水質測定記録表への記載を省略することができます。

(オ) 記録の保存

上記(エ)の測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料及び計量証明書があれば当該証明書とともに三年間保存しなければなりません。

様式8（施行規則 第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目					備 考
	名 称	排水量(m ³ /日)									

- 備考 1. 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2. 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

イ 汚濁負荷量の測定及び記録の保存

指定地域内事業場にあつては定期的に特定排水に係る汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。詳しくは別冊「水質汚濁防止法のとびき（総量規制編）」を参照してください。（第14条第2項）

測定頻度（水質汚濁防止法施行規則9条の2第1項2号）

日平均排水量	測 定 頻 度
400m ³ 以上	毎 日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1回以上

ウ 排水方法の適正化

排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質汚濁の状況によっては排水基準に適合している場合でも、排水口の位置その他排水水の排出の方法を適切にしなければなりません。（第14条第4項）

エ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検

有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設を点検し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。（第14条第5項）

（ア）点検事項及び回数

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）		
設備	点検事項	点検回数
床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
床面及び周囲 (床下から容易に確認できる場合)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上

(前ページからの続き)

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）		
設備	点検事項	点検回数
地上配管	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
地下配管 （トレンチ内）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
地下配管 （トレンチ除く）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上※
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上※
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上※
使用の方法	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	一年に一回以上

※点検の回数に例外があるため、詳細は条文を参照してください。

既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）		
設備	点検事項	点検回数
床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上※ ²
地上配管	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
地下配管 （トレンチ内）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
地下配管 （トレンチ除く）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上※ ²
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月に一回以上※ ²
地下貯蔵施設 1 ※ ¹	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上※ ²
地下貯蔵施設 2 ※ ¹	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上※ ²
使用の方法	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	一年に一回以上

※¹ 地下貯蔵施設については、適用される構造基準によって、点検項目及び回数が異なるので、条文を確認してください。

※² 点検の回数に例外があるため、詳細は条文を参照してください。

(イ) 点検結果の記録

点検の結果は、以下の項目を記録しなければなりません。

- ・ 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ・ 点検年月日
- ・ 点検実施者及び点検実施責任者の氏名
- ・ 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(ウ) 記録の保存

上記(イ)の点検結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければなりません。

(オ) 点検で異常等が確認された場合の対応

法に基づく定期点検によらず、施設に異常等が確認された場合には、次の事項を記録し、三年間保存するよう努めなければなりません。

- ・ 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ・ 異常等を確認した年月日
- ・ 異常等の内容
- ・ 異常等の確認者
- ・ 補修その他必要な措置を講じたときは、その内容

(6) 事故時の措置（第14条の2）

ア 特定事業場の設置者（第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、事故により有害物質を含む水若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

イ 指定事業場の設置者（第14条の2第2項）

指定事業場の設置者は、事故により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

ウ 貯油事業場等（貯油施設等を設置する工場又は事業場）の設置者（第14条の2第3項）

貯油事業場等の設置者は、事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

(7) 自主的な公害防止の取組（第14条の4）

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う污水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該污水又は廃液による公共用水域又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければなりません。

別表1 特定施設一覧（政令第1条、別表第1）

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
		14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洩だめ及びこれに類する施設

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	(25)	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設 （平成29年8月18日付けで削除）
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー		
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
		32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
		33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設		
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
		41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
		42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
		45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
		46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
		49	農薬製造業の用に供する混合施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設		
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。）		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
64の2	水道施設〔水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。〕、工業用水道施設〔工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。〕又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
66	電気めっき施設〔本施設と一体である洗浄・酸処理施設等は、本施設に含まれる。〕	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	68の2	病院〔医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。〕で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
66の3	旅館業〔旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。〕の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
66の4	共同調理場〔学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。〕に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69の2	卸売市場〔卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。〕（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	(69の3)	地方卸売市場〔卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。〕に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 (令和2年6月21日付けで69の2に統合)
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
70	廃油処理施設〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。〕	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（注2）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。〕が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（注2）
70の2	自動車特定整備事業〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。〕の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって（注1）、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	72	し尿処理施設〔建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。〕
71の3	一般廃棄物処理施設〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。〕である焼却施設	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

（注1）政令別表第1のうち、71号の2で規定する、科学技術に関する研究等を行う事業場

1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）	2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）	3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）	4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	5 保健所	6 検疫所	7 動物検疫所	8 植物検疫所	9 家畜保健衛生所
10 検査業に属する事業場	11 商品検査業に属する事業場	12 臨床検査業に属する事業場	13 犯罪鑑識施設					

(注2) 別表第1のうち、71号の4で規定する産業廃棄物処理施設(括弧内は廃掃法施行令第7条で規定する号)

1	汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの。(第1号)
2	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m ² 以上のもの。(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)(第3号)
3	廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの。(海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)(第4号)
4	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m ² 以上のもの。(海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)(第5号)
5	廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの。(第6号)
6	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの。(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)(第8号)
7	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設。(第11号)
8	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設(第12号)
9	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設(第12号の2)
10	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設(第13号)

政令別表第1に掲げられているもののほかに届出、規制対象となる施設

番号※	施設種		施設の規模等
81	指定地域特定施設 〔水質汚濁防止法第4条の2に定める指定地域(東京湾流域)内に設置されるものに限る。〕		建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽
91	みなし病院施設	みなし指定地域特定施設 〔湖沼水質保全特別措置法の適用される指定地域(印旛沼、手賀沼及び常陸利根川流域)内に設置されるものに限る。〕	病院〔医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。〕で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
92	みなし浄化槽		建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

※番号は千葉県が独自に運用しているものです。

別表2 水質汚濁防止法に係る届出先一覧

事業場の所在市町村	担当行政機関及び窓口	連絡先
習志野市, 八千代市, 浦安市	千葉県 葛南地域振興事務所 地域環境保全課 〒273-8560 船橋市本町1-3-1 フェイス7 階	電話 047-424-8092 FAX 047-421-1590
野田市, 流山市, 我孫子市 鎌ヶ谷市	千葉県 東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課 〒271-8560 松戸市小根本7	電話 047-361-4048 FAX 047-361-4098
成田市, 佐倉市, 四街道市, 八街市, 印西市, 白井市, 富里市, 酒々井町, 栄町	千葉県 印旛地域振興事務所 地域環境保全課 〒285-8503 佐倉市鶴木仲田町8-1	電話 043-483-1447 FAX 043-486-7570
香取市, 神崎町, 多古町, 東庄町	千葉県 香取地域振興事務所 地域環境保全課 〒287-8502 香取市佐原192-11	電話 0478-54-7505 FAX 0478-52-5529
銚子市, 旭市, 匝瑳市	千葉県 海匝地域振興事務所 地域環境保全課 〒289-2504 旭市ニ 1997-1	電話 0479-64-2825 FAX 0479-63-9898
東金市, 山武市, 大網白里市, 九十九里町, 芝山町, 横芝光町	千葉県 山武地域振興事務所 地域環境保全課 〒283-0006 東金市東新宿1-11	電話 0475-55-3862 FAX 0475-55-8312
茂原市, 一宮町, 睦沢町, 長生村, 白子町, 長柄町, 長南町	千葉県 長生地域振興事務所 地域環境保全課 〒297-8533 茂原市茂原1102-1	電話 0475-26-6731 FAX 0475-26-6733
勝浦市, いすみ市, 大多喜町, 御宿町	千葉県 夷隅地域振興事務所 地域環境保全課 〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻472-2	電話 0470-82-2451 FAX 0470-82-4164
館山市, 鴨川市, 南房総市, 鋸南町	千葉県 安房地域振興事務所 地域環境保全課 〒294-0045 館山市北条402-1	電話 0470-22-8711 FAX 0470-22-0074
木更津市, 君津市, 富津市, 袖ヶ浦市	千葉県 君津地域振興事務所 地域環境保全課 〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34	電話 0438-23-2285 FAX 0438-23-2287
千葉市	千葉市 環境局環境保全部 環境規制課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	電話 043-245-5194
市川市	市川市 環境部 生活環境保全課 〒272-8501 市川市南八幡2-20-2	電話 047-712-6310
船橋市	船橋市 環境部 環境保全課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	電話 047-436-2456
松戸市	松戸市 環境部 環境保全課 〒271-8588 松戸市根本387-5	電話 047-366-7337
柏市	柏市 環境部 環境政策課 〒277-8505 柏市柏5-10-1	電話 04-7167-1695
市原市	市原市 環境部 環境管理課 〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	電話 0436-23-9867

*担当課の名称は令和6年4月時点のものです。

別表3 排水基準を定めている項目

別表3-1 有害物質

項 目		説 明
有害物質	カドミウム及びその化合物(Cd) シアン化合物 (CN) 有機燐化合物 (O-P) 鉛及びその化合物 (Pb) 六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺) 砒素及びその化合物 (As) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg) (※1) アルキル水銀化合物 (R-Hg) (※1) ポリ塩化ビフェニル (PCB) トリクロロエチレン (TCE) テトラクロロエチレン (PCE) ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン 1, 2-ジクロロエチレン (※2) 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 (Se) ほう素及びその化合物 (B) ふっ素及びその化合物 (F) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 塩化ビニルモノマー (※3) 1, 4-ジオキサン	水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を有害物質と総称し、その他の項目より厳しい規制がなされている。 ※1 物質としては1種類だが、排水基準を定める項目としては2種類に区分している。 ※2 排水基準は、シス-1, 2-ジクロロエチレンに対して規制を設定。 地下浸透規制は、シス体とトランス体の合計濃度を規制する。 ※3 排水基準の設定はなく、地下浸透規制のみ対象。

別表 3-2 生活環境項目

項 目		説 明
有害物質以外	水素イオン濃度 (pH)	pH は水の液性を示すもので、pH7 が中性で、数値が小さくなるほど酸性が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水の有機汚濁の程度を示すもので、水中の好気性微生物が有機物質を酸化分解するときに消費する酸素の量をいう。
	化学的酸素要求量 (COD)	水中にある物質の中で化学的に直接酸化できるもの（主として有機物質）の量を示しており、有機汚濁の指標とされている。
	浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶解性物質の量を示す。
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油類含有量
		動植物油脂類含有量
	大腸菌数	ふん便汚染の指標とされている。
	フェノール類含有量 銅含有量 (Cu) 亜鉛含有量 (Zn) 溶解性鉄含有量 (Sol-Fe) 溶解性マンガン含有量 (Sol-Mn) クロム含有量 (T-Cr)	水道用水基準、水産用水基準等を考慮して規制項目とされたものである。
	窒素含有量 (T-N) リン含有量 (T-P)	閉鎖性水域の富栄養化の原因物質とされている。

別表4 排水基準一覧

(1) 排水基準を調べる前に、対象事業場の次の事項について確認をしてください。

①特定施設の番号及び業種

別表1 (P19) により特定施設番号を、事業場の産業分類等から業種を、それぞれ確認してください。

②排出水の「水域」及び「放流先」

水域を別図3 (P57) により確認してください。

第1種水域：富津岬以北の東京湾流域・水域並びに印旛沼・手賀沼流域・水域
第2種水域：第1種以外の東京湾流域（富津岬以南）と、それ以外の陸水域（全県）
第3種水域：それ以外の海域（外房など）

また、水域とは別に、排出水の放流先が「印旛沼流域」、「手賀沼流域」、「常総利根川流域」または「東京湾流域」のいずれかに該当するかどうか確認してください。

③特定事業場の設置年月日による新設既設の区分

特定事業場の新設・既設の区分を、別表6 (P48) 及び別表7 (P49) により確認してください。

④1日当たりの平均排水量

届出書の別紙4等から確認してください。

(2) 調べたい項目や分類から排水基準の表を選び、(1) で調べた情報を基に、該当する排水基準を表の中から探してください。

項 目	分 類	表
BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質	一律基準（下記以外）	その1の1
	印旛沼・手賀沼流域 日平均排水量 10 m ³ ～30 m ³	その1の2
pH、フェノール類、Cu、Zn、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、大腸菌数	一律基準（下記以外）	その2の1
	印旛沼・手賀沼流域 日平均排水量 10 m ³ ～30 m ³	その2の2
有害物質（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン）	（排水量、水域問わず）	その3の1
有害物質（ほう素及びその化合物）	一律基準/暫定基準	その3の2
有害物質（ふっ素及びその化合物）	一律基準/暫定基準	その3の3
有害物質（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物）	一律基準/暫定基準	その3の4
窒素含有量、リン含有量	窒素・リン規制に係る指定湖沼流域（一律基準）	その4の1
	印旛沼、手賀沼、常総利根川流域	その4の2
	東京湾流域（一律基準） 日平均排水量 50 m ³ 以上	その4の3
	東京湾流域（上乘せ基準） 日平均排水量 30 m ³ 以上	その4の4

（注1）有害物質（排水基準その3）は、排水量に関係なく、排水基準が適用されます。

（注2）生活環境項目（排水基準その1、その2、その4）については、各表の「適用規模」に該当しない場合は、排水基準は適用されません。

排水基準(その1の1)【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】
(畜産関係特定施設及び1日当たりの平均排水量30m3/日以上)[単位:mg／L](排水基準を定める省令第1条、別表第2、上乘せ条例第4条、6条、別表第3、別表第4)

業種等	水域	区分	新設既設の区分	第1種水域				第2種水域				第3種水域				特定施設の番号 (政令別表第1の番号)	
	項目等			BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質		BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質		COD	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質			
	1日当たりの平均排水量					鉱物 油	動植物 油			鉱物 油	動植物 油			鉱物 油	動植物 油		
食料品製造業、皮革製造業、死亡 獣畜取扱業、と畜業及び洗 びん施設	30m3以上500m3未満	イ	A 新設	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30	2～10、13～18の2、 52、63の2、69	
			B 旧条例の新設扱い	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30		
			C 既設	80	70	3	30	130	70	3	30	130	70	3	30		
	500m3以上	ロ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
C 既設			25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10			
旅館業、共同調理場、弁当仕出 屋、弁当製造業及び飲食店	30m3以上500m3未満	ハ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	66の3～66の8	
			C 既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15		
	500m3以上	ハ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10		
し尿処理施設(東京湾流域におけ る201人～500人まで)	30m3以上500m3未満	レ	A 新設	20	50	3	20	20	50	3	20	—	—	—	—	指定地域特定施設	
	500m3以上	レ	A 新設	20	50	2	20	20	50	2	20	—	—	—	—		
	30m3以上	レ	C 既設	60	110	3	20	90	150	3	20	—	—	—	—		
し尿処理施設(501人から2,000人 まで並びに印旛沼、手賀沼流域 及び常陸利根川流域における201 人から500人まで)	30m3以上500m3未満	ニ	A 新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5	72、湖沼法のみなし 浄化槽	
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15		
			C 既設	60	110	3	15	90	150	3	15	90	150	3	15		
	500m3以上	ニ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10		
			C 既設	60	110	3	10	90	150	3	10	90	150	3	10		
し尿処理施設(2,001人以上)	30m3以上500m3未満	ホ	A 新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15		
			C 既設	30	80	3	15	60	110	3	15	60	110	3	15		
	500m3以上	ホ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10		
			C 既設	30	80	3	10	60	110	3	10	60	110	3	10		
浄水施設	30m3以上	ヘ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	64の2	
			C 既設	20	50	3	10	20	50	3	10	20	50	3	10		
下水道終末処理施設	30m3以上500m3未満	ト	A 新設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30	73	
	500m3以上	ト	A 新設	20	70	2	30	20	70	2	30	20	70	2	30		
	30m3以上	ト	C 既設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30		
動物系飼料等製造業	30m3以上500m3未満	チ	A 新設	10	40	3	3	10	40	3	3	10	40	3	3	11	
			C 既設	80	70	3	30	80	70	3	30	80	70	3	30		
	500m3以上	チ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	80	50	3	30	80	50	3	30	80	50	3	30		
天然ガス鉱業及び天然ガス汲み 上げに付随する塩水を原料とする 無機化学工業製品製造業 (沃素を製造するものに限る。)	30m3以上500m3未満	リ	A 新設	70	90	3	5	70	90	3	5	70	90	3	5	1、27	
			C 既設	70	90	3	15	70	90	3	15	70	90	3	15		
	500m3以上	リ	A 新設	70	90	2	3	70	90	2	3	70	90	2	3		
			C 既設	70	90	3	10	70	90	3	10	70	90	3	10		
水産物に係る卸売市場	30m3以上	ル	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	69の2	
			C 既設	30	50	3	10	30	50	3	10	30	50	3	10		
畜産関係特定施設*	15m3未満	オ	A 新設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—	1の2、74(畜産排水の みを処理するもの*)	
			C 既設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—		
	15m3以上50m3未満	オ	A 新設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—		
			C 既設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—		
	50m3以上	オ	A 新設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
			C 既設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
病院施設(300床以上、印旛沼、 手賀沼及び常陸利根川流域に あっては120床以上)	30m3以上500m3未満	ワ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	68の2、湖沼法のみなし 病院施設	
			C 既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15		
	500m3以上	ワ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10		
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処 理施設	30m3以上500m3未満	カ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	71の3、71の4	
			C 既設	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15		
	500m3以上	カ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10		
その他の業種又は施設	30m3以上500m3未満	ヨ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	1、12、18の3～51の 3、53～63、63の3、 64、65、66、66の2、 67、68、70～71の2、 71の5、71の6、74	
			B 旧条例の新設扱い	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15		
			C 既設	25	70	3	15	25	70	3	15	50	70	3	15		
	500m3以上	タ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10		

注)
1 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6(p48)のとおりである。
2 水域区分は別図3(p57)のとおりである。
3 BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する排水水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用される。
4 *印の施設は、政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設(畜舎)及び畜舎に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設(特定事業場から排出される水の処理施設、畜産関係排水処理施設)をいう。
また、畜産関係排水処理施設には、当該業種・施設の項では、BOD、COD及びSSの基準が適用になり、ノルマルヘキサン抽出物質については、その他の業種又は施設の基準が適用になる。
5 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとにもっとも厳しい基準が適用される。(上乘せ条例第9条第1項)

排水基準（その１の２）【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】
（上乗せ条例第４条、７条の２、３、別表第６）

【印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場】

（単位：mg/L）

水 域 項 目 等 業種等	区分		新規・ 既存の 区 分	印旛沼、手賀沼及びこれらに 流入する公共用水域に排出 される排水水に限り適用				特定施設の番号 (政令別表第１の号)	適用規模 (日平均排水量)
				BOD 又は COD	S S	ノルマルヘキ サン抽出物質			
						鉱油	動植 物油		
食料品製造業、皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗びん施設	ソ	A	新規	40	90	5	30	2～10、13～18 の 2、52、 63 の 2、69	10m ³ 以上 30m ³ 未満
		C	既存	100	90				
旅館業、共同調理場、 弁当仕出屋、弁当製造業、飲食 店	ツ	A	新規	30	60	5	30	66 の 3～66 の 8	
		C	既存	80	90				
し尿処理施設 (501 人以上) (201 人から 500 人まで)*	ネ	A	新規	10	20	5	30	72、湖沼法のみなし 浄化槽	
		C	既存	60	110				
浄水施設	ナ	A	新規	15	30	5	30	64 の 2	
		C	既存	30	70				
動物系飼料等製造業	ラ	A	新規	15	60	5	30	11	
		C	既存	100	90				
水産物に係る卸売市場	ム	A	新規	15	30	5	30	69 の 2	
		C	既存	40	70				
病院施設 (300 床以上) (120 床から 299 床まで)*	ウ	A	新規	30	60	5	30	68 の 2、湖沼法のみなし 病院施設	
		C	既存	80	100				
その他の業種又は施設(畜舎を 除く)	ノ	A	新規	30	60	5	30	1、12、18 の 3～51 の 3、53 ～63、63 の 3、64、65、66、 66 の 2、67、68、70～71 の 6、73、74**	
		C	既存	40	90				

- （注） １ この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、１日当たりの平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場に適用される。（政令別表第１第１号の２に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）
- ２ 「新規」「既存」の区別は特定事業場の設置年月日により区分され、「新規」区分は、平成11年４月１日以降特定事業場となった事業場に適用され、「既存」の区分は、平成11年４月１日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。
- ３ 印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図４（P58）のとおりである。
- ４ ＊印の施設は、みなし指定地域特定施設である。
- ５ BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用される。
- ６ 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乗せ条例第９条第１項）
- ７ ＊＊印の政令別表第１第74号に掲げる特定施設のうち、同表第１号の２に掲げる特定施設（畜舎）に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設（畜産関係排水処理施設）には、当該業種・施設の項では、ノルマルヘキサン抽出物質のみの基準が適用になる。BOD、COD及びSSについては、排水基準（その１の１）の畜産関係特定施設の基準が適用になる。（上乗せ条例別表第４）

排水基準（その2の1）【pH、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、全クロム、大腸菌数】
 （「排水基準を定める省令」第1条、別表第2、「上乗せ条例」第4条、別表第3、4、6、附則第5項）

（単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌数はCFU/mL）

区分		排水基準								
業種等		浄水施設、水産物に係る卸売市場、下水道終末処理施設			畜舎	その他の業種又は施設 （畜産関係排水処理施設については、排水があればpHのみ適用）				
新設・既設の区分		新設	既設		新設 既設	新設		既設		
適用規模 （日平均排水量：㎡）		30 以上	30 以上 50 未満	50 以上	50 以上 （pHは0 以上 で適用）	30 以上 500 未満	500 以上	30 以上 50 未満	50 以上 500 未満	500 以上
pH	海域	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下
	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類		0.5	0.5	0.5	◇5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
銅		1	1	1	◇3	1	1	3	3	1
亜鉛		1	3	2	◇2	1	1	5	※2	※2
溶解性鉄		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
溶解性マンガ		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
クロム		0.5	1	1	◇2	0.5	0.5	2	2	1
大腸菌数		800	800	800	日間平均 ◇800	800	800	800	800	800
特定施設の番号		64 の2, 69 の2, 73			1 の2	左記以外のもの（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む）				

（注）1 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6（P48）のとおりである。

2 1つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、最も厳しい基準が適用される。
 （上乗せ条例第9条第1項）

3 ◇は一律排水基準

※亜鉛含有量について、電気めっき業の既設事業場に関しては令和11年12月10日までの間は暫定排水基準（50m³/日以上500m³/日未満は4mg/L、500m³/日以上は3mg/L）が適用となる。

*pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年11月30日までに湧出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までに湧出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については排水基準を定める省令別表第2に掲げる基準が適用される。

排水基準（その2の2）【pH、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、大腸菌数】
 （「上乗せ条例」第4条、第7条の2、第7条の3、別表第4、6）

【印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場】

（単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌数はCFU/mL）

業 種 等	全業種・施設（畜舎を除く）
適用規模（日平均排水量）	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満
pH	5.8以上8.6以下
フェノール類	5
銅	3
亜鉛	5
溶解性鉄	10
溶解性マンガン	10
クロム	2
大腸菌数	800
特定施設の番号	1の2を除くすべての特定施設

- （注） 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、1日当たりの平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場に適用される。（政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）
 2 「新規」「既存」の区別に関係なく適用される。
 3 印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図4（P58）のとおりである。

排水基準（その3の1）【有害物質その1 カドミウムなど】（一律排水基準又は上乗せ排水基準）
 （「排水基準を定める省令」別表第1及び「上乗せ条例」別表第2）
 （単位：mg/L）

業種等 項目等	千葉県内の排水基準（※は上乗せ排水基準）				
	浄水施設、病院施設(300 床以上)、 水産物に係る卸売市場、ごみ焼却 施設、産業廃棄物処理施設、トリクロ ロエチレン又はテトラクロロエチレン洗浄施設又 は蒸留施設、病院施設★(120 床か ら 299 床 まで)	その他の業種又は施設			
適用規模 (日平均排水量)	0m ³ 以上	0m ³ 以上 500m ³ 未満		500m ³ 以上 5,000m ³ 未満	5,000m ³ 以上
新設・既設の区分	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設・既設
カドミウム	※0.01	※0.01	0.03	※0.01	※0.01
シアン	※不検出	※不検出	1	※不検出	※不検出
有機燐	※不検出	※不検出	1	※不検出	※不検出
鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム	※0.05	※0.05	① 0.2	※0.05	※0.05
ヒ素	②※0.05	②※0.05	② 0.1	②※0.05	②※0.05
全水銀	※0.0005	※0.0005	0.005	※0.0005	※0.0005
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	※不検出	※不検出	0.003	新設：※不検出 既設：0.003	※不検出
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特定施設の番号 (政令別表第1の号)	64の2、68の2、69の2、71の3、71の4、 71の5、71の6、みなし病院施設	左記以外のもの (指定地域特定施設及びみなし浄化槽を含む)			

- 有害物質の排水基準は排水のあるすべての特定事業場に適用される。
- 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。（区分年月日は別表6（P48）のとおりである。）
- ★の病院施設は、湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域内（印旛沼、手賀沼流域及び常陸利根川流域）のものに限る。
- ※は上乗せ排水基準
- ①の六価クロムの排水基準は、以下のとおり暫定排水基準又は適用が猶予される。
 - 電気めっき業に属する特定事業場※にあつては、令和9年3月31日までの間は、暫定排水基準（0.5mg/L）が適用される。
 - ※電気めっき業に属する特定事業場に係る汚水等を処理する事業場及び電気めっき業と同時にそれ以外の業種にも属する特定事業場についても対象となる。
- ②のヒ素の排水基準は、昭和49年11月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場には適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場については、新設・既設、排水量に関係なく0.1mg/Lが適用される。

排水基準（その3の2）【有害物質その2 ほう素及びその化合物】（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（ほう素の量に関して 単位：mg/L）

区分	業 種 等 （適用規模：排水のあるすべての特定事業場）		排水基準	
			排出先水域	
			海域以外	海域
一般基準	暫定基準が適用されない全業種		10	230
暫定基準	電気めっき業		30	—
	ほうろう鉄器製造業		40	—
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法上の特定事業場）から排出される水を受け入れており、かつ一定の条件＊に該当するものに限る。）		40	—
	金属鋳業		100	—
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	（1Lにつき、ほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。）	300	300
		（1Lにつき、ほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。）	500	500

- （注） 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
 2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
 3 電気めっき業、ほうろう鉄器製造業及び金属鋳業の暫定基準は令和7年6月30日まで適用される。また、下水道業及び旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

＊「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において

C_i ：当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの、排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位：ほう素の量に関して、mg/L）

Q_i ：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：m³/日）

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常量（単位：m³/日）

排水基準（その3の3）【有害物質その3 ふっ素及びその化合物】（一律排水基準又は上乗せ排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表、「上乗せ条例」別表第2、附則第7）

（ふっ素の量に関して 単位：mg/L）

区分	業 種 等	適用規模等 （日平均排水量） （m ³ ）	排水基準		
			排出先水域		
			河川・湖沼		海域
			印旛沼、手賀沼及びそれらの流域	印旛沼、手賀沼及びそれらの流域以外	
一般基準	畜産関係特定施設	0以上	8	8	15
	その他の業種	0以上30未満	8	8	15
		30以上	8	8	※10
暫定基準	ほうろう鉄器製造業	0以上30未満	12	12	◇15
		30以上	※10	※10	※10
	電気めっき業	0以上10未満	40	40	40
		10以上30未満	※15	40	40
		30以上	※10	※10	※10
	旅館業①（昭和49年11月30日までに湧出していた温泉を利用するもの）	0以上	自然湧出	50	50
			それ以外	30	30
	旅館業②（昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までに湧出していた温泉を利用するもの）	0以上50未満	自然湧出	50	50
			それ以外	30	30
		50以上	15	15	◇15
	旅館業③（昭和51年7月1日以降に湧出した温泉を利用するもの）	0以上10未満	自然湧出	50	50
			それ以外	30	30
		10以上30未満	自然湧出	※15	50
			それ以外	※15	30
		30以上	※10	※10	※10

- （注） 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
3 ※は上乗せ排水基準
4 ◇は一般基準
5 ほうろう鉄器製造業及び電気めっき業の暫定基準（上乗せ排水基準含む）は令和7年6月30日まで適用される。また、旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

（上乗せ条例制定附則（経過措置）第7項）

排水基準（その3の4）【有害物質その4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物】
（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して単位：mg/L）

区分	業 種 等 (適用規模：排水のあるすべての特定事業場)		排水基準 (全水域)
一般 基準	暫定基準が適用されない全業種		100
暫定 基準	畜産農業	牛房施設	300
		豚房施設	400
	ジルコニウム化合物製造業		350
	モリブデン化合物製造業		1,300
	バナジウム化合物製造業		1,650
	貴金属製造・再生業		2,800

- (注) 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
3 暫定基準は令和7年6月30日まで適用される。

排水基準（その４の１）【窒素・磷（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川を除く湖沼の流域）】（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第２）

（単位：mg/L）

区 分	排水基準		適用規模 （日平均排水量）
	窒素含有量（T-N） （ ）は日間平均値	磷含有量（T-P） （ ）は日間平均値	
全業種	120 (60)	16 (8)	50m ³ 以上
排出先水域	古利根沼、作名ダム貯水池、宮城ダム貯水池、神余ダム貯水池、矢那川ダム貯水池、松部ダム貯水池、荒木根ダム貯水池、高滝ダム貯水池（高滝湖）、山倉ダム貯水池、金山ダム貯水池、第一袋倉ダム貯水池、片倉ダム貯水池、亀山ダム貯水池、小久保ダム貯水池、安房中央ダム貯水池、大谷川ダム貯水池、小向ダム貯水池、増間ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	左記水域に加え、白石ダム貯水池、白浜ダム貯水池、雄蛇ヶ池、勝浦ダム貯水池、第二奥谷ダム貯水池、保台ダム貯水池、豊英ダム貯水池（豊英湖）、三島ダム貯水池（三島湖）、戸面原ダム貯水池、上池、東第二ダム貯水池、東ダム貯水池、岬ダム貯水池、小中池、平沢ダム貯水池、御宿ダム貯水池、佐久間ダム貯水池、鋸山ダム貯水池、元名ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	

- （注） 1 この表の基準は、排出先水域の欄に掲げる水域に排水を排出する特定事業場に適用される。
2 「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。
3 排出先水域は「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）のうち、印旛沼、手賀沼、常陸利根川及び与田浦川（常陸利根川に流入する）を除いた水域。

排水基準（その４の２）【窒素・燐（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川の流域）】（上乗せ排水基準）
 （「上乗せ条例」第４条、７条の２、７条の３、別表第５～第６）

（単位：mg/L）

業 種 等		適用規模 (日平均 排水量) (m3)	排水基準				特定施設の番号 (政令別表第1の号)	備 考
			既 存		新 規			
			窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)	窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)		
畜舎		0 以上 15 未満	120	16	40	5	1 の 2、74 (畜産関係特定施設)	
		15 以上	40	6	30	4		
食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		10 以上 30 未満	50	9	30	2	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、 69	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上 500 未満	30	6	20	1		
		500 以上	20	4	10	0.5		
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店		10 以上 30 未満	60	10	30	5	66 の 3～8	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上 500 未満	30	4	20	2		
		500 以上	20	3	10	1		
病院施設		10 以上 30 未満	50	6	15	2	68 の 2	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上	30	4	10	1		
みなし病院施設		10 以上 30 未満	50	9	25	3	みなし指定地域 特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上	30	6	15	2		
みなし 浄化槽	し尿等のみを 処理する もの＊1	10 以上 30 未満	120	16	30	4	みなし指定地域 特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る
	上記以外の もの		70	7				
		30 以上	70	7	30 *2 (20)	4 *2 (2)		
し尿処 理施設	し尿等のみを 処理する もの＊1	10 以上 30 未満	120	16	20	2	72	印旛沼・手賀 沼流域に限る
	上記以外の もの		50	6				
		30 以上	50	6	20	2		
下水道終末処理施設		10 以上 30 未満	50	6	25	2	73	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上	30	4	20	2		
その他の業種又は施設 (畜産関係特定施設 を除く)		10 以上 30 未満	50	6	25	2	1、11、12、18 の 3～51 の 3、53～ 63、63 の 3～66、 66 の 2、67、68、 69 の 2～71 の 6、 74	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上 500 未満	30	4	15	1		
		500 以上	20	3	10	0.5		

（注） 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及び常陸利根川並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。

- 2 「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分される。
- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び第74号のうち同表第1号の2(畜舎)に係る汚水等のみを処理する特定施設(畜産関係排水処理施設)並びに1日当たりの平均排水量が30 m³以上の特定事業場については、「既存」の区分は、平成5年11月30日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成5年12月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- ただし、政令別表第1第71号の3及び第71号の4イに掲げる特定施設であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令269号)により新たに特定施設となったもの若しくは令別表第1第71号の4ロに掲げる特定施設のみを設置する特定事業場(別表6 新設・既設の特定事業場の区分(P48)の注2参照)、又は畜産関係排水処理施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成11年4月1日である。
- (2) 1日当たりの平均排水量が10 m³以上30 m³未満の特定事業場(水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び畜産関係排水処理施設を除く。)については、「既存」の区分は、平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- 3 政令別表第1第71号の5(ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。)及び第71号の6(ジクロロメタンによる蒸留施設に限る。)に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成12年3月1日、同表第63号の3に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成13年7月1日である。
- 4 一つの特特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。(上乗せ条例第9条第1項)
- 5 *1の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいう。(し尿のみを処理するものは含まない。)
- 6 *2のカッコ内の基準は、平成11年4月1日以降みなし浄化槽を設置して特定事業場となった事業場に適用される。

排水基準（その４の３）【窒素・磷（東京湾流域）その１】 （一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」附則別表第２）

（単位：mg／L）

区分	業 種 等	排水基準				適 用 規 模 (日平均排水量)
		窒素含有量(T-N)		磷含有量(T-P)		
		最大値	日間 平均値	最大値	日間 平均値	
一般 基準	暫定基準が適用されない全業種	120	60	16	8	50m ³ 以上
暫定 基準	天然ガス鉱業	160	150	—	—	
	畜産農業（特定施設番号1の2のイを有するものに限る）	130	110	22	18	
	酸化コバルト製造業	200	100	—	—	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4, 100	3, 100	—	—	

- （注） １ この表の基準は、東京湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。ただし、排水基準（その４の１）（P40）の排出先水域（湖沼の流域）に排水を排出する特定事業場にあつては、暫定基準は適用されない。
- ２ 「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。
- ３ 暫定基準は令和 10 年 9 月 30 日まで適用される。（一の印の項目については一般排水基準が適用される。）
- ４ 一つの特特定事業場が同時に複数の業種に該当し、異なる排水基準（暫定基準）が定められているときは、当該事業場の排水水については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。
- ５ 排水基準のうち「最大値」については、天然ガス鉱業に属する事業場を除き、この基準に替えて上乗せ排水基準（P44）が適用される。

排水基準（その４の４）【窒素、磷（東京湾流域）その２】（上乗せ排水基準）

（「上乗せ条例」第４条、７条の２、７条の３、別表第７）

（単位：mg／L）

業 種 等			適用規模 (日平均 排水量) (m³)	排 水 基 準				特定施設の番号 (政令別表第 1 の号)
				既存		新規		
				窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)	窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)	
畜産関係特定施設			30 以上	120	16	120	16	1 の 2、74
食料品製造業			30 以上 500 未満	40	6	25	3	2～10、13～18 の 2
			500 以上	20	4	20	2	
化学工業			30 以上 500 未満	30	4	16	2	24～50
			500 以上	20	2	16	1	
鉄鋼業			30 以上 500 未満	30	4	16	1.5	61
			500 以上	20	2	16	1	
金属製品製造業、酸又はアルカリに よる表面処理施設及び電気めっき施 設			30 以上 500 未満	40	4	25	1.5	63、65、66
			500 以上	30	2	20	1	
その他の製造業及び全製造業に係る 特定事業場から排出される水の処理 施設			30 以上 500 未満	40	4	20	2	11、12、18 の 3、 19～23 の 2、51～ 58、62、64、66 の 2、71 の 5、71 の 6、74**
			500 以上	20	2	16	1	
指定 浄化槽	し尿等のみを処理するもの*		30 以上	120	16	20	2	指定地域特定施設
	上記以外のもの		30 以上	70	7			
みなし 浄化槽	し尿等のみを処理するもの*		30 以上	120	16	20	2	湖沼法のみなし 指定地域特定施設
	上記以外のもの		30 以上	70	7			
し尿処 理施設	し尿浄化槽以外のもの		30 以上	20	2	20	2	72
	し尿 浄化 槽	し尿等のみを処理するもの*	30 以上	120	16	20	2	
		上記以外のもの	30 以上	50	6			
下水道終末処理施設			30 以上	30	4	20	1	73
その他の業種又は施設			30 以上	50	6	30	4	1、59、60、63 の 2、63 の 3、64 の 2、 66 の 3～71 の 4、 74

- (注) 1 この表の基準は、東京湾及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。
- 2 「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分され、「既存」の区分は平成 11 年 3 月 31 日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- 3 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乗せ条例第 9 条第 1 項）

- 4 *印の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第2条第1号に規定するものをいう。
- 5 **印の74（全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設）は、2～10、13～18の2、24～50、61、63、11、12、18の3、19～23の2、51～58、62、64、71の5、71の6の業種又は特定施設に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。
- 6 天然ガスに係る令別表第1第1号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに伴って排出する塩水、又は令別表第1第27号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水を、専用排水口を用いて排出する場合には、当該排水口の排水水についてはこの表の基準は適用されない。（上乗せ条例第7条の2第4項）

現在までの特定施設追加等の経緯（未規制施設の指定状況）

施行年月日	規制業種・施設
昭和47年10月1日	畜舎
昭和49年12月1日	紡績業・繊維製品の製造若しくは加工業の用に供するのり抜き施設、科学技術に関する試験研究機関、旅館
昭和51年1月30日	科学技術に関する試験研究機関（総理府令で定めるものとして専修学校を追加）
昭和51年6月1日	水道施設、中央卸売市場
昭和54年5月10日	病院、一般廃棄物処理施設
昭和57年1月1日	冷凍調理食品製造業、自動車分解整備事業、一般製材業・木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業、自動車用タイヤ・自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品・更正タイヤ・ゴム板製造業、医療用若しくは衛生用のゴム製品・ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド製造業、新聞業、出版業・印刷業又は製版業、たばこ製造業、産業廃棄物処理施設、空きびん卸売り業
昭和57年7月1日	地方卸売市場
昭和63年10月1日	共同調理場、弁当仕出屋・弁当製造業、飲食店（日本・西洋・中華料理店その他通常主食と認められる食事（そば・うどん・すしを除く）を提供する飲食店）、そば・うどん・すし店・喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ
平成3年10月1日	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設
平成10年6月17日	廃PCB等の焼却施設等の産業廃棄物処理施設
平成12年3月1日	71の5 ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設 71の6 ジクロロメタンによる蒸留施設
平成13年7月1日	63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、排ガス洗浄施設
平成24年5月25日	38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設 66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設
平成24年6月1日	有害物質貯蔵指定施設
平成29年8月16日	(25イロを削除)
令和2年4月1日	70の2 自動車分解整備事業を自動車特定整備事業に変更
令和2年6月21日	69の2 市場の名称を「卸売市場」に変更し、旧69の3を統合 69の3 69の2に統合し、番号を削除
令和2年12月19日	66の3 旅館業の用に供する施設から住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等を除外

（注）特定施設の番号は令和3年4月1日現在の政令別表1の番号である。

別表5 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件

(「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示 39 号))

(単位: mg/L)

業 種	項 目	特定地下浸透水の要件
全業種	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001
	シアン化合物	シアン 0.1
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1
	鉛及びその化合物	鉛 0.005
	六価クロム化合物	六価クロム 0.01
	砒素及びその化合物	砒素 0.005
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005
	アルキル水銀化合物	水銀 0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005
	トリクロロエチレン	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005
	ジクロロメタン	0.002
	四塩化炭素	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては 0.004 トランス体にあつては 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
	チウラム	0.0006
	シマジン	0.0003
	チオベンカルブ	0.002
	ベンゼン	0.001
	セレン及びその化合物	セレン 0.002
	ほう素及びその化合物	ほう素 0.2
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2
	アンモニア又はアンモニウム化合物	アンモニア性窒素 0.7
	亜硝酸化合物	亜硝酸性窒素 0.2
	硝酸化合物	硝酸性窒素 0.2
	塩化ビニルモノマー	0.0002
	1,4-ジオキサン	0.005

- (注) 1 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、特定地下浸透水の要件の欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。
- 2 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は、「新設」「既設」の区分に関係なく、すべての有害物質使用特定事業場に適用される。

別表6 新設・既設の特定事業場の区分

区 分		該 当 要 件
新 設		1 上乗せ条例の施行日以降特定事業場となった工場・事業場（注1） 2 既設の特定事業場のうち、特定施設の追加設置や構造等の変更により、日平均排水量が一定割合以上増加した工場・事業場（注2）
		$\left[\begin{array}{ll} 500\text{m}^3/\text{日以上}の事業場 \longrightarrow & 5\%以上の増加 \\ 50\sim 500\text{m}^3/\text{日の} \quad \text{〃} \longrightarrow & 10\% \quad \text{〃} \end{array} \right]$
既 設		上乗せ条例の施行日以前に、特定施設を設置し、又は設置工事に着手していた工場・事業場（注3）
	旧 条 例	既設の特定事業場のうち、旧条例（昭和46年県条例第68号）で新設区分に該当していた工場・事業場（注4）
	新 設	<一部業種等では、「既設」と区分し、基準が適用される。>

注1 上乗せ条例の施行日は昭和51年7月1日であるが、その後に追加指定された次の特定施設（別表1（P18～26の番号で表示）については施行日が異なる）

64の2、69の2（旧中央卸売市場）	昭和52年1月1日
68の2、71の3（*の施設を除く）	昭和55年4月1日
18の2、18の3、21の2、21の3、21の4、23の2	昭和58年1月1日
51の2、51の3、63の2、69の2（旧地方卸売市場）、70の2、71の4（*の施設を除く）、66の4～8、みなし指定地域特定施設	平成元年10月1日
指定地域特定施設	平成3年10月1日
71の5（**を除く）、71の6（**を除く）	平成5年12月1日
71の3（*の施設に限る）、71の4イ（*の施設に限る）、71の4ロ	平成11年4月1日
71の5（**ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。）	平成12年3月1日
71の6（** 〃 による蒸留施設に限る。）	〃
63の3	平成13年7月1日
38の2、66の2	平成25年4月1日

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成9年政令第26号）により、同政令第5条第1項及、第7条第3号、同条第5号及び同条第8号の施設のうち、新たに特定施設となったもの

- 71の3 : 一時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上の焼却施設（第5条第1項）
71の4イ : ①汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m²以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第7条第3号）
②廃油（廃PCBを除く。）の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200kg以上のものまたは火格子面積が2m²以上のもの（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第7条第5号）
③廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、火格子面積が2m²以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第7条第8号）

注2 海水を冷却用水として使用する場合であって、当該冷却用水を専用の排水口で排出する場合は、当該冷却用水の量を排水量に算入せずに増加割合の計算をする。ただし事業場全体の日平均排水量には算入すること。（「上乗せ条例」第2条第1項第4号）
変動割合の基準は、既設の基準が適用されていた時点の排水量である

計算方法 【正】 $\left(\frac{\text{変更後の排水量}}{\text{既設基準適用時点の排水量}} - 1 \right) \times 100(\%)$ 【誤】 $\left(\frac{\text{変更後の排水量}}{\text{変更前の排水量}} - 1 \right) \times 100(\%)$

注3 この排水基準の「新設」「既設」の区分は排水基準の表その1～その3に適用される。その4（窒素・燐）についてはこの区分と異なるため、それぞれの排水基準の表に「新規」「既存」の区分が記載されている。

注4 旧条例での「新設」「既設」の区分は、水域・施設・設置時期により異なる。詳細は別表7のとおり。

別表7 旧上乗せ条例（昭和46年千葉県条例第68号）における新設及び既設の事業場の区分

水 域	特 定 事 業 場	既 設	新 設
1 印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域	(1) 旧工場排水等の規制に関する法律施行令に掲げる施設に係る特定事業場	昭和43年8月18日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
	(2) 旧千葉県公害防止条例施行規則（以下この表において「旧規則」という。）別表第1の3汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場（(1)の項に掲げる特定事業場を除く。）	昭和45年9月28日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
	(3) (1)の項及び(2)の項に掲げる特定事業場以外の特定事業場	昭和46年12月31日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
2 黒部川、根木名川、印旛放水路、海老川、都川、村田川、養老川、小櫃川、小糸川、湊川、平久里川、汐入川、加茂川、夷隅川、瑞沢川、一宮川、真亀川、栗山川及び新川並びにこれらに流入する公共用水域並びに海域	(1) 旧規則別表第1の3汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場	昭和45年9月28日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
	(2) (1)の項に掲げる特定事業場以外の特定事業場	昭和46年12月31日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
3 1の部及び2の部に掲げる水域以外の公共用水域	すべての特定事業場	昭和46年12月31日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの

（注）旧千葉県公害防止条例施行規則：昭和45年9月14日千葉県規則第60号

別表8 指定物質一覧（政令第3条の3）

物質 番号	物質名	物質 番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	31	プロピザミド
2	ヒドラジン	32	クロロタロニル（TPN）
3	ヒドロキシルアミン	33	フェニトロチオン（MEP）
4	過酸化水素	34	イプロベンホス（IBP）
5	塩化水素	35	イソプロチオラン
6	水酸化ナトリウム	36	ダイアジノン
7	アクリロニトリル	37	イソキサチオン
8	水酸化カリウム	38	クロルニトロフェン（CNP）
9	アクリルアミド	39	クロルピリホス
10	アクリル酸	40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
11	次亜塩素酸ナトリウム	41	アラニカルブ
12	二硫化炭素	42	クロルデン
13	酢酸エチル	43	臭素
14	メチル-tert-ブチルエーテル	44	アルミニウム及びその化合物
15	硫酸	45	ニッケル及びその化合物
16	ホスゲン	46	モリブデン及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	47	アンチモン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	48	塩素酸及びその塩
19	塩化チオニル	49	臭素酸及びその塩
20	クロロホルム	50	クロム及びその化合物
21	硫酸ジメチル	51	マンガン及びその化合物
22	クロルピクリン	52	鉄及びその化合物
23	ジクロロボス（DDVP）	53	銅及びその化合物
24	オキシデプロホス（ESP）	54	亜鉛及びその化合物
25	トルエン	55	フェノール類及びその塩類
26	エピクロロヒドリン	56	ヘキサメチレンテトラミン（HMT）
27	スチレン	57	アニリン
28	キシレン	58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
29	p-ジクロロベンゼン	59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
30	フェノブカルブ（BPMC）	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

別表9 構造基準一覧（規則第8条の3～7）

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）			
対象設備	区分1	区分2	内容
床面および 周囲	右のいずれ かに適合す ること*	右のいずれ にも適合す ること	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること**
			防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
		施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できること	
地上配管	右のいずれ かに適合す ること	右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。
		有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること	
地下配管	右のいずれ かに適合す ること	右のいずれ にも適合す ること	トレンチの中に設置されていること
			上記のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること
		右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
排水溝等	右の各号の いずれかに 適合するこ と	右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	

（次ページへ続く）

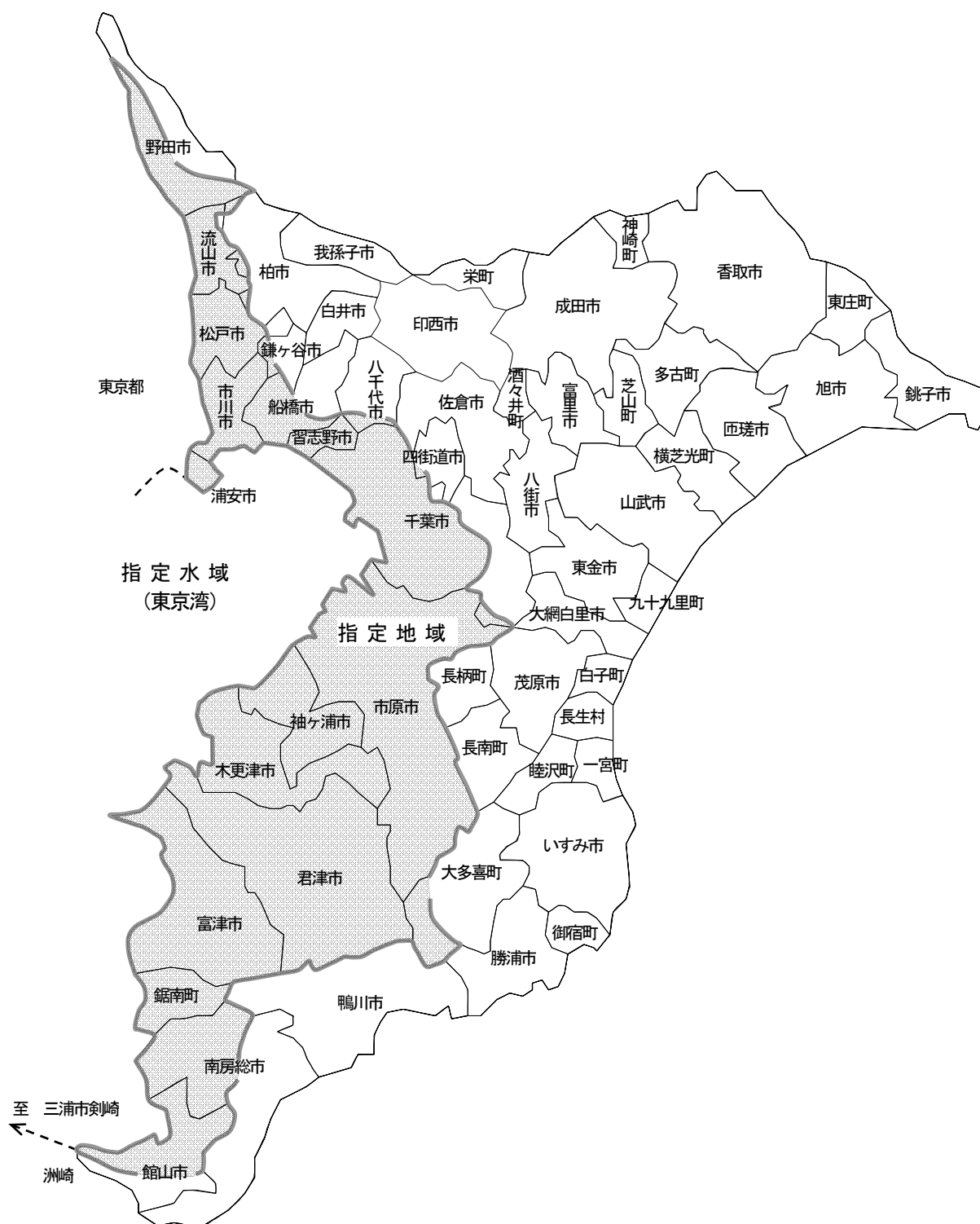
新設：A基準（平成 24 年 6 月以降に設置・変更された施設）			
対象設備	区分 1	区分 2	内容
地下貯蔵施設	右のいずれかに適合すること	右のいずれにも適合すること	タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること
			地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合を除く）
			地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
	上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		
使用の方法	右のいずれにも適合すること	右のいずれにも適合すること	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
			有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること
			有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること
	上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること		

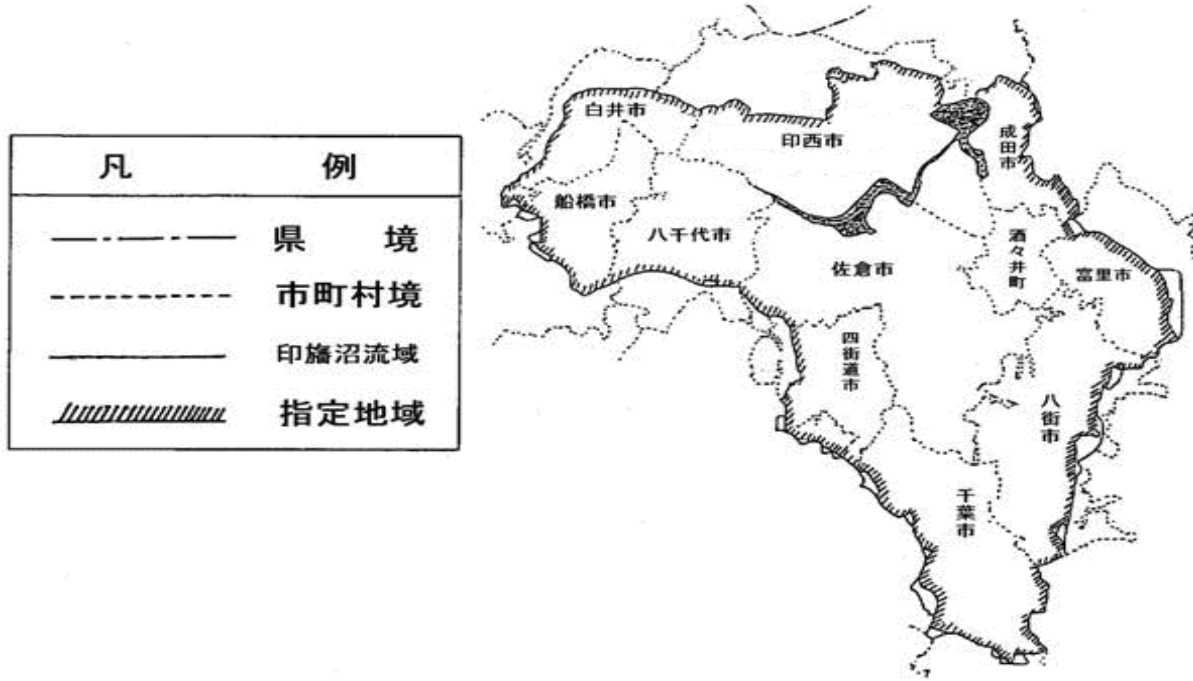
既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）			
対象対象	区分1	区分2	内容
床面および周囲	右のいずれかに適合している	右のいずれにも適合すること	施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イ（新設：A基準の表中の**）の基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三（新設：A基準の表中の*）に規定する基準に適合すること
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること
		施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イ（新設：A基準の表中の**）の基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三（新設：A基準の表中の*）に規定する基準に適合すること	
地上配管	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること		

（次ページへ続く）

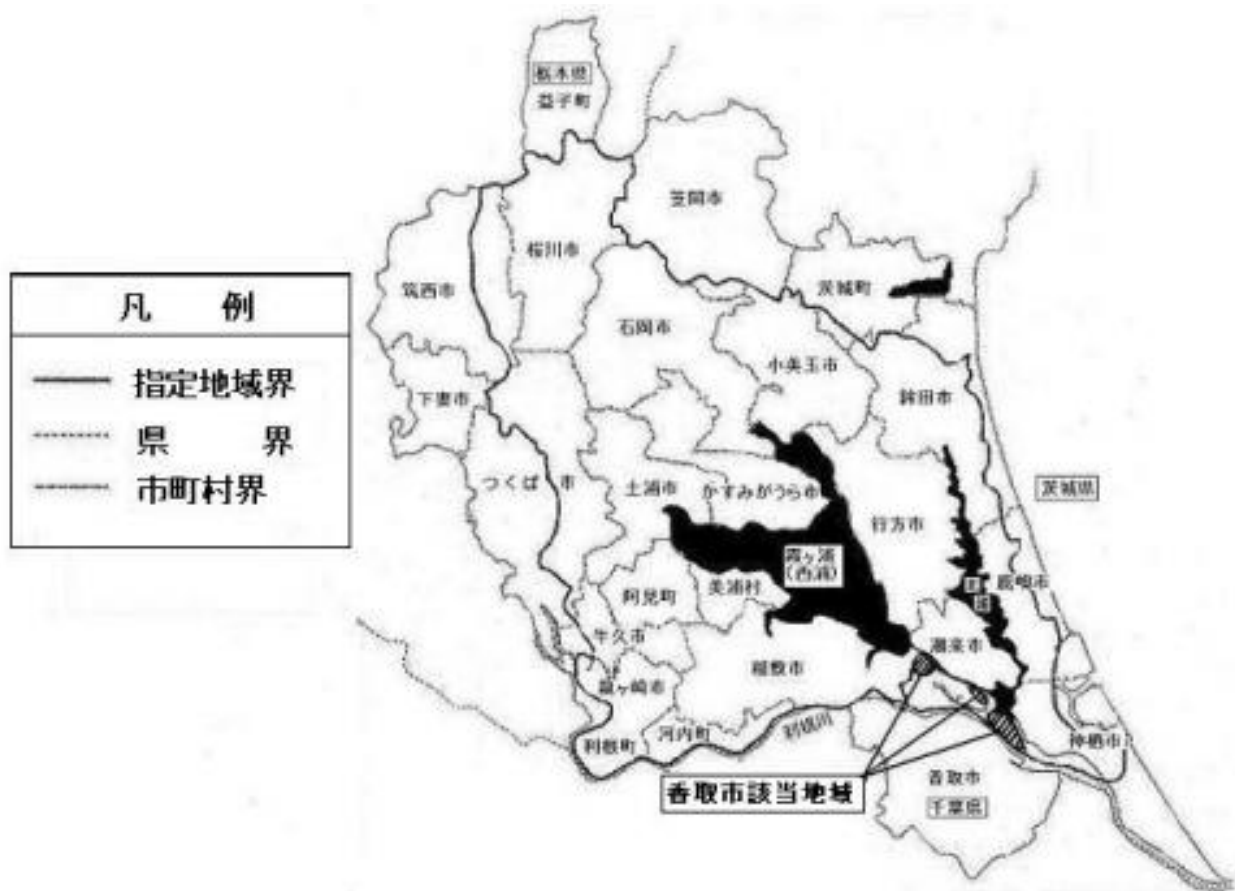
既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）			
対象対象	区分1	区分2	内容
地下配管	右のいずれかに適合すること	トレンチの中に設置されていること	
		配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	
		上記のいずれかと同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
排水溝等	右のいずれかに適合すること	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
地下貯蔵施設	右のいずれかに適合すること	右のいずれにも適合すること	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
			地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること
		右のいずれにも適合すること	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
			有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
使用の方法	右のいずれにも適合すること	右のいずれにも適合すること	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
			有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること
			有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること
		上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること	

別図1 水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定水域及び指定地域



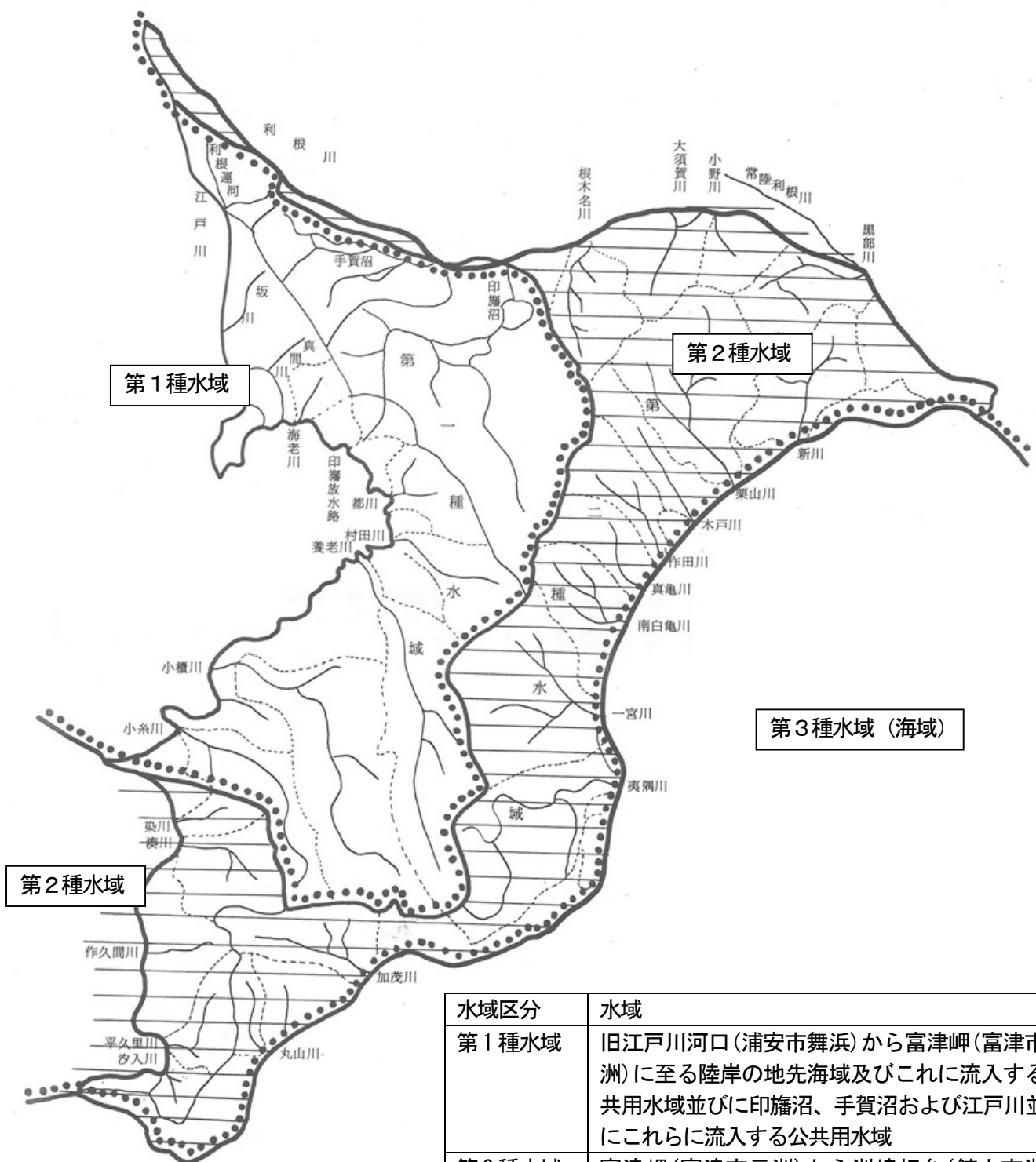


霞ヶ浦に係る指定地域



(注) 千葉県に係る指定地域は、香取市（旧佐原市、旧小見川町）の一部である。

別図3 公共用水域区分



水域区分	水域
第1種水域	旧江戸川河口(浦安市舞浜)から富津岬(富津市元洲)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域並びに印旛沼、手賀沼および江戸川並びにこれらに流入する公共用水域
第2種水域	富津岬(富津市元洲)から洲崎灯台(館山市洲崎1040番地)に至る陸岸の地先海域及び第1種水域以外の公共用水域(海域を除く。)
第3種水域	第1種水域及び第2種水域以外の海域。

別図4 印旛沼、手賀沼流域図

